平成２９年（フ）第５４３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目31番15号
債務者　中野　朋浩
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５９号
栃木県大田原市上奥沢417番地87　スピッツⅠ101号、前住所栃木県大田原市紫塚１丁目１番39号　住吉レジデンス602号
債務者　沼尾　　守
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第３号
栃木県那須郡那須町大字高久丙5442番地４
債務者　杉浦かずみ
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第２５号
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3258番地の１、前住所愛知県春日井市熊野町629番地12
債務者　山﨑　美香（旧姓湯之前）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
静岡県浜松市南区古川町13番地
債務者　中本　拓也
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
愛知県北設楽郡設楽町津具字団園畑８番地３
債務者　村松　美紀
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８８５号
さいたま市大宮区桜木町４丁目360番地３　田尻ビル401
破産者　外谷　浩一
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２８号
札幌市南区真駒内上町３丁目２番14―308号
破産者　西林　義博
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目20番15号
破産者　坂本　末則
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８６号
岐阜県関市上之保15391番地
破産者　更谷勇友樹
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
岐阜市大洞西８番11―204号（大洞団地）、前住所岐阜市太郎丸字樫木117番地59
破産者　竹内　　泉
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
北海道滝川市中島町４丁目３番15―11号　中島町住宅502
破産者　阿部　　博
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
北海道帯広市西15条南10丁目１番地41　コーポサンフル206号室
破産者　村上　　武
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目36番12号
破産者　井手上　誠
1　破産債権の届出期間　平成30年２月22日まで
2　一般調査期日　平成30年３月16日午前11時30分
平成30年２月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３６６８号
大阪府寝屋川市緑町32番25―601号
破産者　山本板金工作所こと　山本　純司
1　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午後２時
平成30年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４１号
大阪市東成区大今里南６―17―14（橋本文子方）、住民票上の住所大阪府豊中市玉井町４丁目３番12号
破産者　播　　昭
1　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後３時
平成30年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２号
福岡県久留米市野中町687番地６、開始決定時の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番５―405号
破産者　柳田　孝徳
1　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
2　一般調査期日　平成30年５月７日午後２時
平成30年１月30日
福岡地方裁判所久留米支部